

市税の口座振替が不能の場合について

問取納課 ☎(55)7121

市税の口座振替による納付方法は、納期限日に振替できなかった場合、再振替はできません。納期限後20日以内に「督促状(口座振替不能のお知らせ)」が送付されますので、取扱金融機関などで納付してください。残高不足の場合に送付していた「口座振替不能通知書」は4月から廃止しました。

▼税目/市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度

問保険年金課 ☎(55)71119

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

※学生の方はこの制度を利用できません。学生納付特例制度をご利用ください。

▼申請免除制度／

- ・ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると、保険料の納付が免除になります。
- ・「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4段階の免除があります。

【免除要件】

- ・本人と配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ基準額以下(とき)所得の目安は表のとおり)

免除区分	納める保険料額(令和2年度)	老齢基礎年金への計算(全額納付した場合と比較)	所得の目安	
全額	0円	免除期間は2分の1で計算	(扶養親族等の数+1) × 35万円+22万円	
4分の3(4分の1納付)	4,140円	免除期間は8分の5で計算	78万円	+ 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額(半額納付)	8,270円	免除期間は8分の6で計算	118万円	
4分の1(4分の3納付)	12,410円	免除期間は8分の7で計算	158万円	

*本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が、上の計算式の金額以下であれば免除を受けることができます。
*減額された保険料を納めていない期間は未納扱いとなり、受給要件にも老齢基礎年金額の計算にも算入されませんのでご注意ください。

・生活保護法による生活扶助以外の扶助(教育、住宅、医療など)を受けているとき

・失業により保険料を納めることが困難なとき(雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の「コピー」などの添付が必要)

▼納付猶予制度／

・ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると、保険料の納付が猶予されます。

・50歳未満の方が対象です。(学生を除く)
・所得の基準は「全額免除」と同じですが、本人(結婚している場合は配偶者も含む)の所得のみで審査されますので、世帯主の所得は審査対象にはなりません。

・猶予された期間は、老齢基礎年金の金額には反映されません。

※「全額免除」および「納付猶予制度」が承認された方は、申請時に翌年度以降も引き続き審査を希望されると、毎年度の申請手続きが不要です。(なお、失業などによる特例免除承認者は、翌年度も申請が必要です。)

▼承認期間/7月〜令和3年6月
※過去2年1か月前までの期間も、さかのぼって申請可

▼申請に必要なもの／

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・雇用保険の「離職票」または「雇用保険受給資格者証」の「コピー」など(失業を理由に申請する場合のみ必要)

▼臨時特例／

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金の免除相当程度まで所得の低下が見込まれる方について、臨時特例措置として、簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除・猶予する取り扱い(「臨時特例」という)を行っています。なお、学生の場合は学生納付特例の臨時特例の対象となります。

詳しくは、日本年金機構ホームページ
□ <https://www.nenkin.go.jp/>
または、中村年金事務所 国民年金課
☎052(43)72000へ

光化学スモッグによる健康被害にご注意を

問環境課 ☎(55)7114

光化学スモッグは気温が高く、日差しが強い風が弱い日に発生しやすく特に7月から8月にかけては注意が必要です。予報や注意報、警報が発令されたら屋外での運動を避け、体調の悪い人は室内で休むようにしましょう。症状が改善しない場合は、医師の診察を受けてください。

文化会館外壁の修繕工事を行います

問生涯学習課 ☎(55)7137

7月上旬より文化会館の外壁や手すりなどの修繕工事を行います。工事期間中、ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

▼期間/7月上旬〜12月

青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏期)

7月1日(水)〜8月31日(月)スローガン

「非行の芽

はやめにつもつ みな我が子」